

飯塚市事務分掌規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年1月13日

飯塚市長 武井政一

飯塚市規則第1号

## 飯塚市事務分掌規則の一部を改正する規則

飯塚市事務分掌規則(平成18年飯塚市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(部の組織)	(部の組織)
第2条 飯塚市事務分掌条例(平成18年飯塚市条例第7号)第1条に規定する部の組織は、次のとおりとする。 (1) 総務部～(6) こども未来部 (略) (7) 福祉部 福祉政策課～健幸保健課 (略)	第2条 飯塚市事務分掌条例(平成18年飯塚市条例第7号)第1条に規定する部の組織は、次のとおりとする。 (1) 総務部～(6) こども未来部 (略) (7) 福祉部 福祉政策課～健幸保健課 (略) <u>臨時特別給付金対策室</u> <u>臨時特別給付金対策担当</u>
(8) 都市建設部 (略)	(8) 都市建設部 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
(部の事務分掌)	(部の事務分掌)
第4条 第2条第1項に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。 総務部～こども未来部 (略)	第4条 第2条第1項に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。 総務部～こども未来部 (略)
福祉部	福祉部
福祉政策課～健幸保健課 (略)	福祉政策課～健幸保健課 (略)

	<u>臨時特別給付金対策室</u> <u>臨時特別給付金対策担当</u> (1) <u>総合経済対策に基づく物価高騰対策に係る住民税非課税世帯への支援に関すること。</u> (2) <u>室の庶務に関すること。</u>
都市建設部 (略) 2・3 (略)	都市建設部 (略) 2・3 (略)

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。